## WestlawJapan 法令あらまし

## 【法令名】

○ 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及 び市町村民税の臨時特例に関する法律

【掲載官報】	平成 22 年 10 月 29 日 本紙第 5427 号 2 ページ
【法令番号】	平成 22 年 10 月 29 日 法律第 49 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	平成 22 年 10 月 29 日
【法令のあらまし】	① 個人の道府県民税の所得割の納税義務者が、口蹄疫対策特別措置法の施行の日から平成24年3月31日までの間に、
	手当金等の交付を受けた場合には、当該手当金等の交付により生じた所得に係る道府県民税の所得割の額として
	政令(平成22年10月29日政令第221号)で定める額を免除する。
	(第1条第1項関係)
	② 個人の市町村民税の所得割の納税義務者が、口蹄疫対策特別措置法の施行の日から平成24年3月31日までの間に、
	手当金等の交付を受けた場合には、当該手当金等の交付により生じた所得に係る市町村民税の所得割の額として
	政令(平成22年10月29日政令第221号)で定める額を免除する。
	(第2条第1項関係)
【改正される法令】	なし